

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の退院基準の周知並びに宿泊療養施設への J M A T 派遣の
更なる協力について (依頼)

今般、日本医師会より、新型コロナウイルス感染症の回復患者の受入後方医療機関の
確保には、退院基準の周知徹底及び理解促進が喫緊の課題であることから、改めて関係
医療機関に対する退院基準の周知について依頼がありました。

国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、感染性は急
激に低下し、PCR 検査が陽性であっても感染性は極めて低いことがわかっていることか
ら、厚生労働省通知では、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過し
た場合を退院基準としております。

本会でも、その専門的な知見を基準と考えておりますので、新型コロナウイルス感染
症の回復した患者を受入れる後方医療機関におかれましては、受入れに是非ともご協力
を賜りますようお願い申し上げます。

ただし、認知症及び知的・精神障害等がある方で更なる入院が必要な場合の受入れは
困難であることも鑑み、患者を受入れる医療機関が必要とする場合は、重点医療機関等
におかれましては、抗原定性検査等を実施するなど、ご配慮を賜りますようお願い申し
上げます。

また、福岡県・両政令市・久留米市並びに本会では、早期に陽性者を隔離することが
重要であると考え、原則、自宅療養は認めておらず、入院または宿泊療養施設での隔離
を進めてまいりました。昨年末からの急激な陽性者の増加を受け、自宅待機者が急増し
ましたので、ホテルの増設と稼働率を上げる施策を行政と連携して行っております。入
所者の急激な病状悪化にも速やかに対応できるよう、24時間体制で J M A T の医師が常
駐する宿泊療養は全国でも珍しく、引き続き、入所者の安全に最大限配慮した体制を堅
持していきたいと考えております。しかしながら、今後、J M A T 医師に負荷が増すこ
とも予想され、この活動を拡充していくためにも、会員の皆様の更なるご協力を何卒よ
ろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周
知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 中川 俊男



新型コロナウイルス感染症の回復した患者を受け入れる後方医療機関の確保について
(退院基準の周知徹底のお願い)

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて本会では、去る 1 月 20 日、四病院団体協議会（日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会）並びに全国自治体病院協議会とともに、「新型コロナウイルス感染症患者受入病床確保対策会議」を立ち上げております。

先日（1 月 27 日）、第 2 回会議を開催した際、重要施策である新型コロナウイルス感染症の回復患者の受入後方医療機関の確保には、退院基準の周知徹底及び理解促進が喫緊の課題であることについて認識が一致いたしました。

つきましては、これまでもご案内しているところではありますが、改めて、各地域の関係医療機関に対し、退院基準について早急にご周知いただきますようお願いいたします。また、既に講じられている病院団体等との連携につきましても、一層の強化を図られますようお願いいたします。

(参考)【退院基準】(有症状の者)

① 発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合

② 発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ 国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから 7 日～10 日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR で検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきています。よって、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には、2 回の PCR 検査の結果、陽性であった場合であっても、感染性は極めて低いため、退院可能としていることを、改めて申し添えます。

i 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644312.pdf>

ii 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について」（令和 2 年 7 月 17 日付事務連絡。同年 8 月 21 日一部改正。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000661925.pdf>

令和 2 年 11 月 25 日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いについて（再周知）」より（令和 2 年 11 月 27 日付（健Ⅱ 357F）文書にて都道府県医師会に送付済み）

退院基準・解除基準の改定

- ・有症状者に関する退院基準について、WHO（世界保健機関）の基準が短縮（14日→10日）されたことを踏まえ、有症状者の退院基準について期間の短縮（14日→10日）を行う。
- ・また、無症状病原体保有者の退院基準についても、無症状病原体保有者に関する新たな知見が明らかになったことを踏まえ、CDC（米国疾病予防管理センター）の基準も参考にし、時間の経過に基づく基準に加え、新たに、PCR検査による退院基準を設定することとする。

退院基準の改定

1. 有症状者（注1）の場合

- ① 発症日（注2）から10日間経過し、かつ、症状軽快（注3）後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR検査（注4）で陰性を確認できれば、退院可能とする。

2. 無症状病原体保有者の場合

- ① 検体採取日（注5）から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR検査陰性を確認できれば、退院可能とする。

※ 10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

※ 退院基準・解除基準の改定時にすでに有症状者・無症状病原体保有者に該当している場合には、発症日等にさかのぼって新たな退院基準・解除基準を適用する。

【改定前の退院基準】

1. 有症状者の場合：①発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
②発症日から10日間経過する前に症状軽快した場合、症状軽快後24時間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR検査陰性を確認できれば退院可能とする。
2. 無症状者の場合：発症日から14日間経過した場合に、退院可能とする。

宿泊療養等の解除基準の改定

退院基準の改定案と同様とする。

【改定前の宿泊療養等の解除基準】

発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、解除可能とする。

注1 重症化リスクがない者等で、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、宿泊療養等で療養する。

注2 症状が開始した日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

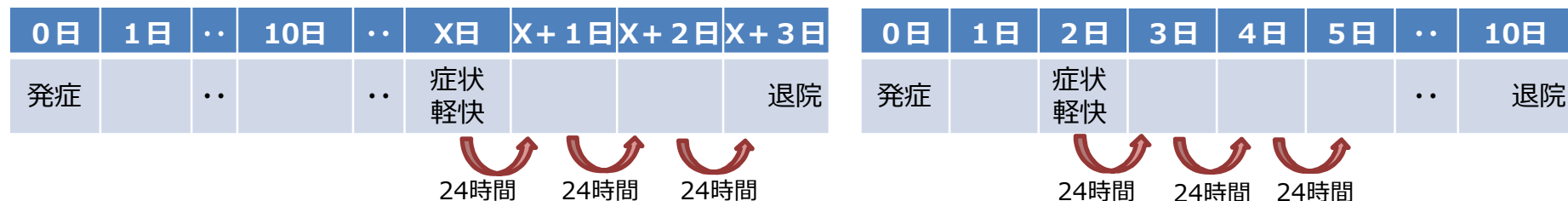
注3 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。注4 その他の核酸増幅法を含む。注5 陽性確定に係る検体採取日とする。

注6 退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

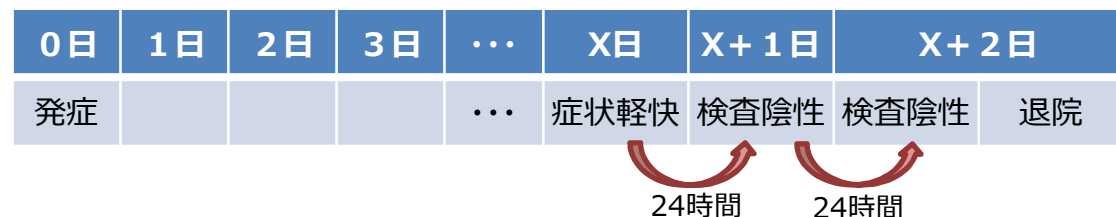
(参考) 期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能

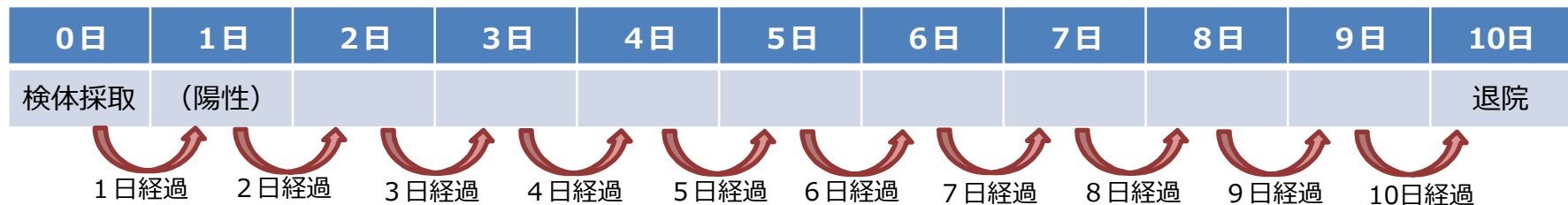


- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



【無症状病原体保有者の場合】

- ① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能

